

地域人材確保支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本市の有効求人倍率は本年4月以降、大きく落ち込んでいるが、本市の人口推移を鑑みると、今後、少子高齢化や生産年齢人口の減少が見込まれることから、将来的に市内企業の人手不足は年々深刻になると予想される。

そこで、労働力の需給両面のニーズを的確に把握し、企業と労働者の両主体に働きかけることで、U・Iターン人材や移住者など市外人材の広範な獲得と、女性、高齢者、外国人等の多様な働き手と企業のマッチング促進を目指すとともに、採用人材の定着率向上とこれらの取組を支える労働環境改善を支援することを目的とする。

委託業者の選定に当たり、標記事業をより効果的、効率的に遂行するために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

地域人材確保支援委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 予算規模

14,997,000円以内（消費税及び地方消費税等含む。）

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 対象業務における令和元年・2年度西条市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 西条市建設工事入札参加者資格停止措置要綱（平成28年西条市訓令第10号）、及び愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。
- (4) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等でないこと。

4 提案書等の提出について

(1) 提出書類

内容は次のとおりとする。

①提案書兼参加表明書(様式第1号) 【添付書類】 (ア) 会社概要書 (イ) グループ届出書(当該業務を共同で実施するため、 <u>グループを結成する場合に限る。</u>) (ウ) 類似業務受託実績表	正本1部 副本8部
②委任状(様式第2号) (対象業務において代理人を置く場合に限る。)	正本1部 副本8部
③見積書(様式第3号)	正本1部 副本8部
④提案書(任意様式)	正本1部 副本8部

※副本の作成については、正本のコピー可

(2) 提案書(任意様式について)

明瞭簡潔な提案書とし、仕様書に記載している業務内容を踏まえ、次の項目別に提案事項を明示すること。

提案項目	提案事項
1. 業務の基本方針	・業務の目的、内容の理解及び実施方針
2. 具体的内容	・コーディネータによる相談窓口の設置 ・専門家とのネットワーク構築 ・セミナーの開催 ・オンライン合同企業説明会の開催 ・企業等訪問と情報収集 ・情報コンテンツ(記事・写真・動画)の作成 ・人材確保と定着に向けた基礎調査及び研究
3. 実施体制	・業務を遂行する人数及び体制 ・本市との協議、調整に応じる体制
4. スケジュール	・具体的な業務実施スケジュール

(3) 提出先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市 産業経済部 産業振興課（担当：曾我部、太田）

電話番号 0897-52-1490（直通） F A X 0897-52-1386

電子メール sangyoshinko@saijo-city.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留による。）なお、グループで応募する場合は、構成者全員分を提出するものとする。

(5) 提出期限

令和2年10月28日（水） 17時15分【必着】

(6) 留意事項

ア 用紙は、原則A列4判両面使用（A列3判折込は可）とし、目次、ページ番号を付すこと。

ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 提案は、全て提案書に記載すること。

ウ 提案書は、1者につき1件提案すること。

エ 提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、分かり易い表現を用いること。また、専門用語等については、用語説明を記載すること。

オ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

カ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。

5 仕様書等に対する質問について

(1) 提出先及び提出方法

4（3）に掲げる提出先の電子メールアドレスに電子メールで提出すること。（任意様式）あわせて、電子メールを送信した後に産業振興課まで送信した旨の電話をすること。

(2) 受付期間

公表から令和2年10月27日（火） 17時15分まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対しては、担当者からそれぞれメールにて返信・回答する。ただし、質問の内容によって、事業候補者の選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

(4) 回答期限

質問を受理した日から2日間（休日は含まない。）以内とする。

(5) その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

6 提案書の審査について

(1) 審査について

提案書については、地域人材確保支援委託業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において以下のとおり審査し、審査基準の合計点が過半数点以上の者、かつ最も評価点の高い者を特定する。

ア 審査方法

書面審査。（必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施）

※プレゼンテーション及びヒアリングを実施の場合は、実施場所・時間・実施方法等について別途通知する。

イ 審査基準

評価項目	評価事項	評価基準点
業務の基本方針について	・当業務の内容及び目的を十分に理解しているか。	15点
実施スケジュール	・スケジュールが具体的に設定され、実現性、妥当性があるか。	15点
提案内容	・提案内容全体について仕様書の記載事項との整合が取れているか。	10点
	・提案内容や作成資料が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか。	10点
業務実績	・同種業務の履行実績があり、担当者の経験や実績が十分で、必要な知識を有しているか。	10点
実施体制	・地元企業とのネットワークを有し、必要とする情報発信ができる体制が整っているか。	15点
	・業務遂行に必要な人員及び市との協議、調整に応じる体制が確保されているか。	15点
見積額	・実務を実施するための金額として妥当か。	10点

合 計	100点
-----	------

(2) 選考対象からの除外について

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- ・ 予算規模の上限額を超える提案の場合
- ・ 提出書類に不備がある場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ その他提案者を委託業者として選定することが、著しく不適当と認められる事実が判明した時

(3) その他

参加者が1者のみの場合においても選考委員会を開催し、当該提案書等を審査の上、審査基準の合計点が過半数点を超える場合は、委託業者として特定する。

(4) 特定結果の通知について

委託業者の特定後速やかに、提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知するとともに、特定された者に対しては、書面（選定通知書）で通知する。なお、審査経過及び内容に関する質問等には一切回答しない。

7 非特定理由に関する事項

(1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日（以下「休日」という。）を定める条例（平成16年西条市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市 産業経済部 産業振興課

受付時間：8時30分～17時15分（※休日を除く。）

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。

(4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申し立てることができる。

8 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する実施要綱

西条市プロポーザル方式実施要綱（平成１８西条市訓令第２３号）に基づき執行する。

（２）契約事項に関する規則

西条市会計規則（平成１６年西条市規則第４１号）及び西条市契約規則（平成１６年西条市規則第４４号）に基づき執行する。

（３）契約保証金は徴収しない。

（４）特定した事業者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を特定した事業者として選定し、契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

９ その他の留意事項

（１）提出期限までに提案書兼参加表明書等、必要書類が到達しなかった場合は、提案書を提出できない。

（２）提案書兼参加表明書等、必要書類の作成・提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（３）虚偽の記載をした場合には、提案書兼参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

（４）提出された提案書兼参加表明書及び提案書は返却しない。

（５）提出された提案書兼参加表明書及び提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

（６）提出期限以降における提案書兼参加表明書又は提案書の再提出は認めない。

（７）提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。